

綾 部 市 公 報

番 号 第 7 1 7 号
発行日 令和 4 年 3 月 1 日
発行所 綾部市役所

目 次

○ 告 示

- 綾部市国民健康保険被保険者
証の無効告示
(市民・国保課)・・・1
- 令和 4 年 3 月綾部市議会定例
会招集告示
(総務課)・・・2
- 令和 3 年度綾部市子育て世帯
等臨時特別支援事業給付金支
給事務実施要綱の一部改正
(こども支援課)・・・3
- 令和 3 年度綾部市総合教育会
議の招集告示
(学校教育課)・・・8
- 令和 4 年 3 月綾部市議会定例
会において議決を経た予算の
要領の公表
(財政課)・・・9

○ 公 告

- 森林法に基づく綾部市森林整
備計画変更の縦覧について
(林政課)・・・10
- 所有者の判明しない動物の収
容について
(保健推進課)・・・11
- 公示送達
(税務課)・・・12
- 新型コロナウイルス感染症に
係る予防接種の実施について
(保健推進課)・・・13
- 公示送達
(税務課)・・・14

○ 教育委員会規則

- 綾部市図書館管理及び運営規
則の一部改正

- ・・・15
- 教育委員会告示
・令和 3 年度第 1 1 回綾部市教
育委員会招集告示
・・・16
- ・令和 3 年度第 1 2 回綾部市教
育委員会招集告示
・・・17
- 選挙管理委員会告示
・綾部市条例の制定又は改廃等
の請求に要する有権者総数の
5 0 分の 1 の数
・・・18
- ・綾部市議会の解散等の請求に
要する有権者総数の 3 分の 1
の数
・・・19
- ・合併協議会設置協議について
投票請求に要する有権者総数
の 6 分の 1 の数
・・・20

告 示

綾部市告示第7号

綾部市国民健康保険被保険者証の無効について

綾部市国民健康保険条例施行規則（平成8年綾部市規則第15号）第20条の規定に基づき、次の綾部市国民健康保険被保険者証は無効とする。

令和4年2月4日

綾部市長 山崎善也

証交付年月日	証記号・番号	生年月日
令和2年 9月 7日	綾0407-32100	昭和59年 4月14日
令和2年 6月12日	綾0822-81008	昭和29年 8月21日
令和3年 4月13日	綾0830-44012	平成 4年 1月30日
令和3年 7月15日	綾0832-13030	昭和26年 3月25日
令和2年 4月 1日	綾0834-44004	平成17年 6月25日
令和3年 9月 6日	綾0839-32089	平成 9年 1月 5日

告 示

綾部市告示第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条の規定に基づき、令和4年2月25日綾部市議会定例会を綾部市に招集する。

令和4年2月18日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市告示第14号

令和3年度綾部市子育て世帯等臨時特別支援事業給付金支給事務実施要綱（令和3年綾部市告示第203号）の一部を次のように改正する。

令和4年2月18日

綾部市長 山崎善也

第6条第1項中「申し込み」を「申込み」に改める。

第14条を第15条とし、第9条から第13条までを1条ずつ繰り下げ、第8条の次に次の1条を加える。

（受給者が離婚した場合の特例）

第9条 綾部市の住民基本台帳に登録されている者（配偶者からの暴力を理由とした避難事例等の場合はこの限りではない。）のうち、次の各号のいずれかに掲げる者であり、かつ、支給対象者の配偶者であった者のうち離婚等をした者その他これらに準ずる者に、別途、先行給付金及び追加給付金（以下「支援給付金」という。）を支給する。ただし、先行給付金及び追加給付金の受給者から当該給付に相当する額の金銭等を受け取っていた場合及び第3項の対象児童のために当該受給者が当該給付に相当する額の金銭等を費消していた場合を除く。

- (1) 令和3年9月分の児童手当の受給者でなかったが令和4年3月分の児童手当の受給者（令和4年2月28日までに申請があった場合は、令和3年9月1日から申請時までの間に児童手当の受給者変更手続を完了し、申請時点において児童手当の受給者である者）になった者
 - (2) 令和3年9月30日において高校生等を養育していなかったが、令和4年2月28日時点（令和4年2月28日までに申請があった場合は申請時）において高校生等を養育している者（所得額が児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）第1条に規定する額未満の者に限る。）
- 2 別記第1の2の規定（別記第1の2の表中②の規定を除く。）は、支援給付金の支援対象について準用する。この場合において、同規定中「1の規定にかかわらず」とあるのは「第9条第1項の規定にかかわらず」と読み替えるものとする。
- 3 第1項に規定する者（以下この条の規定中「支援給付金支給対象者」という。）に支給される支援給付金の対象児童（支援給付金の支給の算定の基礎となる児童をいう。以下この条の規定中同じ。）は、次の各号のいずれかに掲げる者その他これらに準ずる者とする。
- (1) 支援給付金支給対象者に支給される令和4年3月分の児童手当に係る児童（令和4年2月28日までに申請があった場合は、令和3年9月1日から申請時までの間に児童手当の受給者変更手続を完了し、申請時点において児童手当の受給者である者に係る児童）

告 示

(2) 令和4年2月28日時点（令和4年2月28日までに申請があった場合は申請時）
において支援金支給対象者に養育される高校生等

4 支援給付金の支給内容は、前項の対象児童1人につき10万円とする。ただし、支給対象者からの申請に基づき、先行給付金及び追加給付金の受給者から当該給付に相当する額の金銭等を受け取っていた場合及び前項の対象児童のために当該受給者が当該給付に相当する額の金銭等を費消していた場合においては、その額を控除する。

5 第6条、第8条及び別記第1の2（別記第1の2の表中②及び③に関する規定を除く。）の規定は、支援給付金の支給方法に準用する。この場合において、「先行給付金又は追加給付金」とあるのは「支援給付金」と、第6条中「中学生支給対象者及び高校生支給対象者のうち、市長が子育て世帯等臨時特別支援事業給付金の支給の申込みを行った者以外の申請が必要となる者」とあるのは「支援給付金支給対象者」と読み替えるものとする。また、「高校生等給付申請書」とあるのは「令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業給付金申請書【支援給付金】（様式第5号。以下「支援給付金申請書」という。）」と読み替えるものとする。

様式第4号の次に次の1様式を加える。

様式第5号(第9条関係)

支援給付	令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業給付金申請書【支援給付金】			<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto;"></div> 市区町村 受付印																														
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">支給市区町村(※申請時点の住民票所在市区町村)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">綾部市長 様</div>				<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">記入日</div> 令和4年 月 日																														
<p>【誓約・同意事項】</p> <p>(1) 申請内容等に偽りがあった場合、相違があり支給要件に該当しなかった場合には、支給済みの給付金について速やかに返還します。</p> <p>(2) 他の市区町村から、同じ国制度に基づく給付金の支給を受けていません。</p> <p>(3) 子育て世帯等臨時特別支援事業給付金(支援給付金)の支給要件の該当性等を審査等するため、市区町村が必要な税情報等の公簿等の確認を行うことと必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。</p> <p>(4) 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。</p> <p>(5) この申請書は、綾部市において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。</p> <p>(6) 綾部市が支給決定をした後、申請書の不備による繰込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、綾部市が定める期限までに申請・請求者に連絡・確認できない場合には、綾部市は当該申請を取り下げられたものとみなします。</p> <p>(7) 給付金の支給後、令和2年の所得額が変更となり児童手当の所得制限限度額以上になった場合など、子育て世帯等臨時特別支援事業給付金(支援給付金)の支給要件に該当しないことが判明した場合には、子育て世帯等臨時特別支援事業給付金(支援給付金)を返還します。</p>																																		
<p>1. 申請者</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">(フリガナ) 氏 名</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">性別</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">生年月日</td> <td colspan="2" style="width: 45%; text-align: center;">申請者の現住所(住民票所在地)</td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">電話 ()</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">個人番号</td> <td style="text-align: center;">DV避難者の場合は ☑を記載ください</td> <td style="text-align: center;">(離婚された方) 元配偶者の氏名</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">申請者の旧住所 (対象児童が令和3年9月分の児童手当の対象児童である場合は令和3年8月31日時点の住民票所在地、その他の場合は令和3年9月30日時点の住民票所在地)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">※上記の事項(1)~(7)に誓約・同意の上、申請します。</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/></td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>					(フリガナ) 氏 名	性別	生年月日	申請者の現住所(住民票所在地)				年 月 日	電話 ()		個人番号	DV避難者の場合は ☑を記載ください	(離婚された方) 元配偶者の氏名	申請者の旧住所 (対象児童が令和3年9月分の児童手当の対象児童である場合は令和3年8月31日時点の住民票所在地、その他の場合は令和3年9月30日時点の住民票所在地)		※上記の事項(1)~(7)に誓約・同意の上、申請します。	<input type="checkbox"/>													
(フリガナ) 氏 名	性別	生年月日	申請者の現住所(住民票所在地)																															
		年 月 日	電話 ()																															
個人番号	DV避難者の場合は ☑を記載ください	(離婚された方) 元配偶者の氏名	申請者の旧住所 (対象児童が令和3年9月分の児童手当の対象児童である場合は令和3年8月31日時点の住民票所在地、その他の場合は令和3年9月30日時点の住民票所在地)																															
※上記の事項(1)~(7)に誓約・同意の上、申請します。	<input type="checkbox"/>																																	
<p>2. 対象児童(申請時点で養育している児童)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">No.</th> <th style="width: 30%;">(フリガナ) 氏 名</th> <th style="width: 5%;">性別</th> <th style="width: 15%;">生 年 月 日</th> <th style="width: 20%;">平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれの子(高校生)に○をつけてください</th> <th style="width: 25%;">住所(別居の場合のみ記入)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					No.	(フリガナ) 氏 名	性別	生 年 月 日	平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれの子(高校生)に○をつけてください	住所(別居の場合のみ記入)	1			年 月 日			2			年 月 日			3			年 月 日			4			年 月 日		
No.	(フリガナ) 氏 名	性別	生 年 月 日	平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれの子(高校生)に○をつけてください	住所(別居の場合のみ記入)																													
1			年 月 日																															
2			年 月 日																															
3			年 月 日																															
4			年 月 日																															
<p>3. 確認事項</p> <p>令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業給付金をすでに受給した者から、当該給付相当額を受け取っているか、又は給付相当額が受給者によって2.の対象児童のために使われているか、を確認します。</p> <p>以下のいずれか該当する欄にチェック(☑)してください。</p> <p><input type="checkbox"/> (1) 給付相当額を受領しておらず、使われたことも承知していない。</p> <p><input type="checkbox"/> (2) 給付相当額の一部又は全部を受領している、又は使っている。</p> <p style="margin-left: 40px;">→ 受領した額・使った額をわかる範囲で記入してください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 60%; text-align: center;">総額</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">円</td> </tr> </table>					総額	円																												
総額	円																																	
<p>4. 申請額・請求額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">①対象児童数(上記2.の人数)</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">人</td> </tr> <tr> <td>②控除額(上記3.(2)で記入した額) ※上記3.(1)にチェックした場合は記入不要</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td>③申請額・請求額(=①×10万円-②)</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> </table> <p>※ 例えば、①対象児童数が2人、②控除額が5万円の場合は、③は15万円となる(=2人×10万円-5万円)</p>					①対象児童数(上記2.の人数)	人	②控除額(上記3.(2)で記入した額) ※上記3.(1)にチェックした場合は記入不要	円	③申請額・請求額(=①×10万円-②)	円																								
①対象児童数(上記2.の人数)	人																																	
②控除額(上記3.(2)で記入した額) ※上記3.(1)にチェックした場合は記入不要	円																																	
③申請額・請求額(=①×10万円-②)	円																																	

(裏面も確認してください。)

(日本産業規格A列4番)

5. 添付書類

【共通】

- 「1. 申請者」の本人確認書類の写し(個人番号カード、運転免許証、パスポート等。顔写真のないものは複数必要)
- 振込先金融機関口座確認書類

【令和4年3月分の児童手当(本則給付)の認定市町村(2月28日までに申請があった場合は申請時点における児童手当支給の認定市町村)から転居した場合】

- 受給者であったことがわかる書類(支払通知書・認定通知書の写し等)

【児童手当を受給していない高校生の保護者の方等の場合】

- 令和4年2月28日(それ以前に申請する場合は申請日時点)までに離婚したことがわかる書類(離婚届受理証明書、離婚届記載事項証明書、戸籍謄本、戸籍抄本等)又は9月以降の事情変更に関する必要な書類
 ※離婚協議中の場合は、令和4年2月28日時点(それ以前に申請する場合は申請日時点)で協議中であることがわかる書類(公的機関から発行された書類又は弁護士等、第三者により作成された書類)

6. 受取方法

下記に記載の上、届け出をお願いします。

※なお、口座開設が出来ない等、児童手当振込口座を指定していない方は下記チェック欄に○の記入をお願いします。

※振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)				(フリガナ) 口座名義
			1	2	3	4	
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1.普通 2.当座					
金融機関番号	店番号						

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。

※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

※なお、口座開設が出来ない等、振込口座を指定していない方は下記チェック欄に○の記入をお願いします。

○児童手当振込口座を持っていないため、市区町村窓口での現金による支給を希望します。

チェック欄

振込先金融機関口座確認書類

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し

本人確認書類の写し

※個人番号カード、運転免許証、パスポート等、顔写真入りのものの写し。写真入りでないものは複数必要

告 示

附 則

この告示は、令和4年2月18日から施行する。

告 示

綾部市告示第15号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4の規定により、令和3年度綾部市総合教育会議を次のとおり招集する。

令和4年2月28日

綾部市長 山崎善也

- | | |
|--------|---------------------------------|
| 1 日 時 | 令和4年3月2日（水） 午後3時から |
| 2 場 所 | 綾部市役所 まちづくりセンター第1会議室 |
| 3 協議事項 | 綾部市の教育における現状と課題
綾部市の教育構想について |

告 示

綾部市告示第 16 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 219 条第 2 項の規定に基づき、令和 4 年 3 月綾部市議会定例会において議決を経た予算の要領を次のとおり公表する。

令和 4 年 2 月 28 日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 令和 3 年度綾部市一般会計補正予算（第 10 号）
- 2 令和 3 年度綾部市病院事業会計補正予算（第 2 号）

（以下掲示済）

綾部市公告第 8 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 10 条の 6 第 2 項の規定により綾部市森林整備計画を変更したいので、同法第 10 条の 6 第 4 項において準用する同法第 6 条第 1 項及び第 10 条の 5 第 7 項の規定により次のとおり公告し、当該計画の変更案を縦覧に供する。

なお、当該計画の変更案に意見のある者は、縦覧期間が完了する日までに、綾部市長に対し、理由を付した文書をもって、意見書を提出することができる。

令和 4 年 2 月 4 日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 縦覧場所
綾部市役所農林商工部林政課
- 2 縦覧期間
令和 4 年 2 月 4 日から令和 4 年 3 月 4 日まで

綾部市公告第9号

動物の愛護及び管理に関する法律第35条第3項の規定により、所有者の判明しない猫の収容について通知を受けたので、次のとおり公告する。

令和4年2月10日

綾部市長 山崎善也

- 1 捕獲日時 令和4年2月6日
- 2 捕獲場所 綾部市鷹栖町地内
- 3 動物種 猫
- 4 毛 色 灰色
- 5 性 別 不明
- 6 体 格 中

(注意) 公告期間満了の日の翌日(令和4年2月15日)までに引取りのないときは、処分されます。

(連絡先) 京都府中丹東保健所環境衛生課

電話番号0773-75-1156

綾部市公告第10号

次の書類は、地方税法第20条の2の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

令和4年2月24日

綾部市長 山崎善也

- 1 送達を受けるべき書類の名称
督促状 兼 京都地方税機構への移管予告書

- 2 送達を受けるべき者の氏名又は名称

YU XIANGNAN

JIANG JING

VO THI DINH

NGUYEN THI XUANDAO

NGUYEN PHUC NHAUYEN

HUYNH THI THANH

SRANG SOPHOEURN

PROENG LAEKENA

YON RADY

NGUYEN VAN CONG

CHAU HUYNH KHANH TRUNG

DO THI SAU

CHAIYAKITWARINPLOYPITCHA

PLANGKLANG FAPRATAN

PROMPUTTHIPHONGSONTAYA

MANEECHAN LALITA

綾部市公告第 1 1 号

予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）附則第 7 条第 1 項に基づき、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を実施するため、予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号）第 5 条の規定に基づき公告する。

令和 4 年 3 月 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

1. 接 種 実 施 期 間 令和 4 年 3 月 1 9 日～令和 4 年 9 月 3 0 日
2. 予 防 接 種 の 種 類 新型コロナウイルスワクチン
3. 対 象 綾部市に住所を有する 5 歳～1 1 歳のうち接種を希望する方
4. 接 種 費 用 無料

5. 日 程 及 び 実 施 場 所

接種方法	日程	場所
集団接種	令和 4 年 3 月 1 9 日（土）午前・午後 3 月 2 7 日（日）午前・午後	綾部市保健福祉センター
個別接種	令和 4 年 3 月 2 2 日（火）以降毎週火曜日（祝日除く）午後	京都協立病院

6. 予防接種を受けるに当たって注意すべき事項

下記にあてはまる方はワクチンを接種することができない。

- ・ 明らかに発熱している人（※1）
- ・ 重い急性疾患にかかっている人
- ・ ワクチンの成分に対し重度の過敏症（※2）の既往がある人
- ・ 上記に掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態の人

（※1）明らかな発熱とは通常 37.5℃以上を指す。ただし、37.5℃を下回る場合も平時の体温を鑑みて発熱と判断させる場合はこの限りではない。

（※2）アナフィラキシーや、全身性の皮膚、粘膜症状、喘鳴、呼吸困難、頻脈、血圧低下等、アナフィラキシーを疑わせる複数の症状。

綾部市公告第12号

次の書類は、地方税法第20条の2の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

令和4年3月1日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 送達を受けるべき書類の名称
督促状 兼 京都地方税機構への移管予告書

- 2 送達を受けるべき者の氏名又は名称
宮本 駿

綾部市図書館管理及び運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月1日

綾部市教育委員会
教育長 村上元良

綾部市教育委員会規則第1号

綾部市図書館管理及び運営規則の一部を改正する規則

綾部市図書館管理及び運営規則（平成5年綾部市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第10条を第11条とし、第7条から第9条までを1条ずつ繰り下げ、第6条の次に次の1条を加える。

（電子書籍の貸出し）

第7条 第4条第1項の規定により、貸出券の交付を受けた者であって、次のいずれかに該当する者は、電子書籍（インターネットを通じた利用が可能な書籍等をいう。以下同じ。）の貸出しを受けることができる。

- （1）本市内に住所を有する者
- （2）本市内に通勤又は通学する者
- （3）その他館長が特に認める者

2 電子書籍の貸出点数は1人2点以内とし、その貸出期間は2週間以内とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

綾部市教育委員会告示第2号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条の規定により、令和3年度第11回（2月）綾部市教育委員会会議を次のとおり招集する。

令和4年2月10日

綾部市教育委員会

教育長 村上元良

- 1 日 時 令和4年2月15日（火）午後1時30分から
- 2 場 所 綾部市役所 教育委員会事務局（教育長室）
- 3 附議事項
 - ・議第1号 綾部市立小学校及び中学校の指定学校の変更に関する取扱規程の制定について
 - ・議第2号 綾部市立小中学校共同学校事務室の運営に関する要綱の制定について
 - ・議第3号 綾部市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正について
 - ・議第4号 綾部市就学援助規則の一部改正について
 - ・議第5号 綾部市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部改正について
 - ・議第6号 綾部市学校運営協議会規則の制定について
 - ・議第7号 綾部市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部改正について
 - ・議第8号 綾部市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例施行規則の一部改正について
 - ・議第9号 綾部市図書館管理及び運営規則の一部改正について
 - ・議第10号 令和4年度綾部市一般会計予算について
 - ・議第11号 令和3年度綾部市一般会計補正予算（第10・11号）について

綾部市教育委員会告示第3号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条の規定により、令和3年度第12回（2月臨時）綾部市教育委員会会議を次のとおり招集する。

令和4年2月22日

綾部市教育委員会

教育長 村上元良

- 1 日 時 令和4年2月25日（金）13時30分から
- 2 場 所 綾部市役所 教育委員会事務局（教育長室）
- 3 付議事項
 - ・議第12号 管理職人事議案について

綾部市選挙管理委員会告示第33号

綾部市条例の制定又は改廃の請求及び綾部市の事務の執行に関する監査の請求並びに合併協議会設置の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の50分の1の数は、次のとおりである。

令和4年3月1日

綾部市選挙管理委員会
委員長 高野俊道

553人

綾部市選挙管理委員会告示第34号

綾部市議会の解散の請求並びに綾部市の議会議員、市長、副市長、選挙管理委員、監査委員及び教育委員会の委員の解職の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和4年3月1日

綾部市選挙管理委員会
委員長 高野俊道

9,208人

綾部市選挙管理委員会告示第35号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の6分の1の数は、次のとおりである。

令和4年3月1日

綾部市選挙管理委員会
委員長 高野俊道

4,604人